

第12章 事業に係る許認可、届出等

第12章 事業に係る許認可、届出等

本事業計画の実施に当たって必要とされる許認可、届出等の種類及び根拠となる法令並びに当該許認可等を行う者の名称は、表 12-1に示すとおりです。

表 12-1 本事業に係る許認可等

No.	許認可等	根拠法令	許認可等を行う者
1	一般廃棄物処理施設廃止届	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	広島市長
2	一定の規模以上の土地の形質の変更届	土壤汚染対策法	広島市長
3	解体工事計画届	労働安全衛生法	厚生労働省広島労働局 広島中央労働基準監督署長
4	廃棄物処理施設の財産処分報告	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律	環境大臣
5	計画通知書	建築基準法	広島市南区建築主事
6	一般廃棄物処理施設設置届	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	広島市長
7	ばい煙発生施設設置届	大気汚染防止法	広島市長
8	水銀排出施設設置届	大気汚染防止法	広島市長
9	特定施設設置届	ダイオキシン類対策特別措置法	広島市長
10	特定施設設置届	騒音規制法	広島市長
11	特定施設設置届	振動規制法	広島市長
12	特定施設設置届	水質汚濁防止法	広島市長
13	特定施設設置届	下水道法	広島市長
14	工事計画認可申請書	電気事業法	経済産業省 中国経済産業局長

